

ネットワーク 長野県史料協

市町村合併が進む今こそ、たしかな資料保存の方策を

副会長 小松 芳郎

今回の「平成の大合併」に際してのうごきが、長野県史料保存活用連絡協議会（以下、県史料協）から平成15年5月14日に出された「市町村合併に伴う公文書等の保存を求める要望書」のなかに、次のように書かれている。

「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が平成十三年十一月二十八日に総務大臣に宛てて、公文書保存の要請をしています。これを受け、総務省自治行政局市町村課長から平成十四年二月十八日に都道府県市町村合併担当部長宛て、市町村への周知及び適正な助言を行う旨の要請がされました。長野県においては、総務省通達の趣旨にもとづき、総務部市町村課長から地方事務所総務課長及び市町村合併担当課長宛て通知が同年二月二十六日にされています。また、平成十五年四月十六日には長野県教育委員会教育長から市町村教育委員会教育長宛てに、市町村合併時における公文書等の円滑な引継と保存についての通知が出されています。」

5月14日の長野県史料協要望書の送付先は、市町村長（文書管理担当課）、市町村教育委員会教育長（文化財保護担当課）、市町村合併担当課、決定・任意合併協議会、県市町会長、県町村会長であった。長野県史料協の要望書とともに、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協）の要請文と長野県教育委員会教育長の通知文の写しが添付された。

全史料協から要望書がだされ、総務省から要請文がだされてから、都道府県から市町村にむけての資料保存をもとめるうごきが全国的に大きくなってきた。

平成14年には、地方史研究協議会が「市町村合併時の公文書等の保存を求める声明」を出し（6月1日）、神奈川県地域史研究会が声明を出し（8月1日）、岡山県地方史研究会・同近代史研究会が、公文書保存について要望を県内の市町村長・同議会議長に出し（10月19日）、日本図書館協会がアピールを出し（10月30日）、千葉県郷土史研究連絡協議会が声明を出している（12月8日）。

平成15年には、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会が「市町村合併に伴う公文書等の保存について」の要請を、県内市町村長と合併事務局宛に出した（4月1日）。長野県での保存への動きが4

月16日と5月9日にあり、広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会が、公文書保存要請を県内市町村長宛に出した（6月16日）。また、岐阜県歴史資料館と教育委員会が県内市町村に公文書保存を依頼し（8月29日）、富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会が要請文を県内合併協議会を出している（9月末日）。

そのほか、県が主催する連絡協議会等の場で、研修会・講演・事例報告・企画展示が開催され、いろいろな場で、市町村合併にともなう公文書保存の必要性が訴えられてきている。

長野県史料協と教育委員会からの先の二つの要望書を、県下の市町村は、重く受け止めるべきときにきていると思う。長野県史料協の「市町村合併に伴う公文書等の保存を求める要望書」では、具体的な方策として三つをあげている。①公文書等の引き継ぎを監督・指導する体制づくりと、職員の配置、②公文書等の整理・保存・活用を図るための施設の設置、③歴史資料として価値を有する公文書等を移管・保存して活用できるようなシステムづくり、である。

今回の市町村合併を追い風として、人、場所、制度、の三つの面から、公文書を残していくことが今求められている。市町村の公文書は、それぞれの市町村が自ら残していくしかない。どこかに頼んでできるものではない。自分の勤務する自治体の公文書を、また、自分が住む自治体の公文書を、まず残し、そして整理し、活用できるように後世に伝えていくために、今できることから取り組んでいきたい。



2003.5.9 県史料協総会 於松本市歴史の里

市町村合併と公文書保存

国文学研究資料館史料館長 丑木幸男氏

1. 公文書保存を市町村職員の手で

こんにちは、丑木です。今日は「市町村合併と史料保存」ということで、お話しをさせていただきますが、長野県はずいぶん史料保存運動が盛んですし、研究も積極的におこなわれていますので、参考になればと思っています。

私くらいの年代だと、古文書を読めない人が近代史をやるというイメージがまだなんとなくありました。群馬県で近代史をやる者が少ない、だから・・・というので、私は近代史に取り組むようになりました。市町村誌の編さんでは、近世までだと名主など個人の家の史料をもとにして明らかにしていくことが多いのですが、近代となると個人の家の膨大な史料だけでは、編さんがうまくいかない。一番の手がかりは、役場文書です。

役場文書もいろいろな形があり、時期的にも内容が大きく変わってきていると思います。たくさん文書が残っているところもあれば、まったく無いところもあります。そんなところでは、全国的な通史をもとに自治体誌編さんをするのですが、その地域の独自性・特色というのはまったく出ない。これはまずいと感じていました。二年ほど前から、市町村合併の話が新聞でも報道されるようになってきましたが、市町村合併そのものの議論はあっても、役場の公文書が合併の後どうなるのかという議論はまったくない。昭和の町村合併と同じで、50年後に自治体誌の編さんをやろうとすると、江戸時代以前については古文書があるからなんとかなくても、平成の時代のことはまったくわからないということになりかねない。これはよくないと、あちこちで発言をしているうちに、市町村合併に伴う公文書の保存について注意をしようという声があちこちで聞こえてきました。最終的には、市町村の公文書を保存するのは市町村の職員の方だと思います。外部でいろいろ言っても、市町村の方にそういう意識がなければ、公文書は保存できない。外部から要請文を出しても、きちんとそれを受け止めて、公文書の保存をしようという認識を市町村の方がもって、初めて史料保存の形ができて上がる。市町村役場の史料保存の主体は市町村だろうと思います。公文書を保存してもらいたいという我々の願いを、まだまだ訴えつづけていかないといけないと思っています。

2. 世界に例のない市町村合併

最初に市町村合併がどのような形でおこなわれてきたのか、その歴史から入ります。市町村合併はごく大雑把にいうと、明治と昭和の二回、全国的

行われました。全国一斉に基礎自治体の合併がおこなわれるのは、世界的に見ると非常に珍しい事例です。日本のように一斉にやるというのは世界的に例がない。明治も昭和も多少のいざごぎはありましたが、政府の希望するような形での合併がおこなわれている。なぜ日本でこのような一斉の町村合併が円滑にできたのか、という理由はまだよくわかりません。近代日本の地方自治を考える上で、町村合併が大きな問題であり、一つの切り口になると思います。

明治の町村合併ですが、江戸時代天保の郷帳によると7万ちかくあった町村が、明治の大合併で5町村ぐらいを一つにまとめて、1万3千位の数にまとまり、町村数が約1/5ぐらいに減っている。明治22年4月1日、全国でほとんど同時に町村合併がおこなわれたのは、驚異的であろうと思われます。

つぎは昭和の合併ですけど、昭和28年に町村合併促進法ができ、3年後には新市町村建設促進法の二つの法律が出されます。昭和の合併は、昭和30年代から最終的には40年代前半まで10数年間をかけて、一斉にというより徐々に町村合併がすすめられました。昭和22年の段階で1万ぐらいあった市町村が、昭和36年には3472となり、平均して3つの町村がひとつに合併する形ですすみしました。現在進行中の平成の合併は、昭和40年に制定された合併特例法の期限が平成16年度いっぱいまで切れることで、優遇措置のある特例法が効力をもっているうちに合併をした方がいいという考えから、合併の話が急速にすすんでいるわけです。手続きの時間を考えると今年の前半までが、合併をする期限になるのではないかと思います。

3. 市町村合併と史料保存運動

このように合併がすすめられているわけですが、一方で公文書の保存はどのような形でおこなわれてきたのか、振り返ってみたいと思います。明治の段階ではよくわかりません。明治の合併時には、そういう廃棄はなかったのではないかと思います。昭和になって市町村の公文書の保存問題を一番早く取り上げた事例は、昭和32年の地方史研究協議会による市町村の沿革資料の収集、整理についての自治庁への要望です。その年の10月には自治庁から、公文書がみだりに廃棄あるいは散逸される傾向があるけれども、町村合併にあたってそのようなことがないようにという通牒が出されました。昭和の町村合併において、政府は何もしていなかったわけではありません。しかし、一片の通牒だけで市町村の公文書が保存されたかということ、完全に保存されるということはありません。通牒は史料保存運動の成果だったので

が、わずか数行の文書では全国の公文書の保存は図れなかったという教訓を、現在の我々は汲み取っていかねばなりません。昭和33年になると歴史学関係の学会や団体を代表する日本歴史学協会が町村合併によって近代資料の散逸がおこっているのを、資料館をつくろうという委員会が設置され、紆余曲折を経て国立公文書館ができました。昭和34年には学術会議が公文書散逸防止について勧告をしています。昭和の合併に際しては、資料保存運動がかなり活発におこなわれていました。しかし、結果的には有効ではなかったといえるかもしれません。

平成の市町村合併にあたり、最初に公文書の保存について訴えたのは、全史料協です。平成13年に開催された長野大会で決議した「市町村合併時における公文書等の保存について」の要請文を総務省に提出しました。総務省は全史料協の要請を受けて全国都道府県宛てに要請文を送付しています。要請文中に昭和の合併時に何万点の資料がなくなったと書ければ良かったのですが、いつの間にかなくなっている、気が付いたら無いというのが実態なのです。現在でも全国の市町村役場で公文書が何点保存されているのか、わからないのです。市町村の公文書の実態把握を、合併前にやっておく必要があるのではないかと。公文書がなくなることは、その市町村の歴史そのものを抹殺することに他ならない。長野県では他県には例を見ない教育委員会から市町村宛てに公文書の保存に留意を求める要請文を4月に出している。他の都道府県でもいろいろな形で公文書保存について訴えています。また、平成14年6月には地方史研究協議会が、同10月には日本図書館協会が要請や声明を出しています。

4. 町村役場文書の保存の現状

二番目の町村役場文書の現状に入ります。現在の市町村にどれ位文書が残されているのか、全国的な調査はありません。現在都道府県レベルの調査がおこなわれているところは、埼玉と京都と山口の三府県です。埼玉県の事例で見ますと、埼玉県全体で市町村の役場に保存されていた数が7万3339点で、埼玉県全体で約7万点となります。市町村ごとにどれだけ保存されているか調査したところ、90市町村のうち5千点以上あるところが一つだけ、百から五百点未満が一番多い。これをまとめた埼玉県の担当者によると、散逸の要因は①太平洋戦争のあと燃やしたこと、特に兵事関係の資料を中心に処分をしたこと、②庁舎の移転、または改築・新築、③火災、水害、④市町村合併による文書廃棄、⑤ファイリングシステムの導入による公文書の廃棄、以上の五点を挙げています。最近の公文書廃棄の動向としては、情報公開に伴う公文書の廃棄が、意外とあちこちで聞かれます。

京都でみますと、京都でも5千点以上あるのは二市



町村だけで、やっぱり多いのは百から五百点未満が多く22市町村になっている。山口県では旧村の数ですけれども、百から五百点未満が98町村と圧倒的な数になっています。わずか三つの府県の調査ではありますが、全国的にみると、五百ぐらいあれば町村の役場資料として多い方だという感じです。

私が知っている限りで、町村役場文書のなかで一番多いのは、千葉県の源村の公文書です。これは旧村の名前で、今では東金市と山武町に分村合併していますが、一つの役場でもっていた公文書が5万4814点、千葉県の公文書館に保存されています。決して大きな村ではなく、ごく標準的な農漁村ですので、どこの町村でも少なくとも5万点くらいは公文書を作ったのではないのでしょうか。

源村でなぜこんなによく残っているのか。千葉県文書館で目録を3冊刊行していて、1万5千点位が収録されていますが、現在も作成中です。まだ2/3位は未整理で、全貌はよくわかっていません。その文書を見てみると、役場文書の中に江戸時代の村方文書がいくつか含まれています。江戸時代、名主の家で作成された文書は、そのまま個人の家に残されることが多いのですが、一部は役場文書のなかに引き継がれました。政府の規程にも、名主のつくった文書は戸長へ、戸長の保存していたものは町村役場へ引き継げとあり、きちんと守っていれば、名主の文書は町村役場の公文書中に残されるのです。戸長役場作成の文書や、村役場作成の文書もたくさん残っていますが、数として圧倒的に多いのは、源村役場になってからの文書です。目録の解説によりますと、源村は明治の段階で模範村に指定されていて、優良町村にも表彰されている。このようなこともあって、源村の歴史をきちんと保存しようという思いがあったのでしょうか。優良町として表彰されている村は全国で数百もあるなかで、源村だけなぜこのように大量に公文書を保存してきたのか、別の問題があったのではないかと思います。いずれにしろ、小さな源村だけで5万点の公文書が保存されているという事例を紹介しておきたいと思います。

つぎに、群馬県佐波郡境町役場の公文書を紹介したいと思います。境町役場文書という形で保存されており、全体の分量は9074点で、全国的なレベルでみた通り、5千点を越える町村役場文書は少ないので、境町の公文書も非常に保存が良いといえます。たまたまその自治体誌編さんに関わったので、目録作りも担当しました。昭和30年に境町が成立しましたが、しばらくは旧境町の役場が新しい境町の役場として使われていました。ところが古くなったので新しい役場庁舎を建てて、それまでの庁舎は図書館として利用されることになりました。町役場文書は、庁舎隣にあった土蔵のなかに入れていました。土蔵を壊すというので調査をしたところ、非常にびっくりしました。課ごとに簿冊がまとめられ、すのこ板をひいた上に横積みされた文書が天井まで、きちんと整理されていたのです。ところが、図書館の改築がおこなわれたときに、土蔵まで一緒にこわすことになった。たまたま町誌編さんがおこなわれていたので、目録を取り、保存されたという経過です。幸運に恵まれたから保存されたという史料だと思えます。もし、編さん事業がなければ、土蔵を壊したときにいっしょに燃やされてしまったと思いま

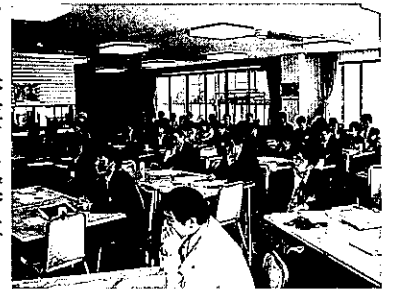
す。中心部の境町役場の文書が6366点で、合併した側の文書が圧倒的に多い。周辺諸村の合併された側の文書は、境町が行政遂行するにあたって必要な書類、土地や戸籍の関係文書のみ町へ集め、それ以外のは旧町村へ置いておいて、公民館などで保存されました。兵事関係文書や在郷軍人関係の文書もあるので、戦後燃やされて残っていないという通説は実態をきちんと把握する必要があるし、このような資料から戦争中の実態に迫ることができると思うのです。

合併した町役場文書が保存された境町と相反する被合併町村の役場文書が保存されたケースとして、松本市や高知県安芸市の事例があります。関東では近世の名主史料がそれぞれの地域にあるのがあたり前なのですが、土佐ではどうしてか、近世文書の在地資料がない。それと土佐藩では名主が転勤する。関東では地付きの豪農が名主になって、隣村の名主なんかはできない。ところが土佐藩では長宗我部の家臣が郷土となり、名主になって転勤して、それぞれの村を治めました。安芸市では市役所が置かれた旧安芸町よりも周辺の合併された川上村などの役場文書がよく保存されています。

5. 市町村合併を公文書保存のきっかけに

最後に、市町村合併を公文書の保存の契機にしていただきたい。今まで保存されてきた資料は、保存をしていこう。去年の小松館長のお話にあったように、役場の書庫の入口に張られた張り紙に「資料を見たらちゃんと元に戻せ」と書かれていて戸長から町村役場・出張所長へと歴代の名前で引き継がれている。当時の担当者の公文書保存への意識は非常に高かったのではないかと。群馬県のある町誌をお手伝いした時に、公文書が役場にまったくないところでした。そこで以前の町長さんの家から文書の補完をするような資料をさがしに行ったんですが、元町長さんはかつて公文書は非常に大切なもので、書庫にきちんと保存しておいたのに、なぜ今ないのかと役場の担当者を叱っていました。戦後昭和20年に役場職員が自らの手で公文書を焼いたということが、公文書保存という意識の面で、大きな影響を与えたのではないかと。昭和20年以前では、役場の公文書はきちんと保存するものと認識され、実際にきちんと保存されていたのです。最初に申しましたように、公文書保存の伝統があったのだと思います。ところが、現在は鉛筆一本買うにも七枚の書類が必要で、そんな書類を全部取っておいてどうするのか、という役場にお勤めの方の意見があります。町村合併の時にはさまざまな問題が出てきますので、公文書保存はとりあえず置いておく形でも、ある程度は保存されるでしょう。でもとりあえず置いた場所が改築やら廃止されると

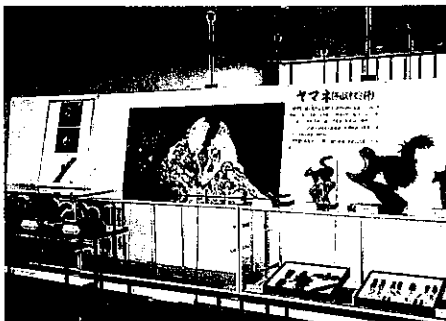
きには、保存が難しくなると思います。歴史資料として保存することが必要です。昭和の合併と違って、史料保存運動が盛んにおこなわれていますので、それを追い風に



していくことが必要です。危機的な状況だからこそ、史料保存というのは訴えやすい。うっかりすると全部なくなってしまい、市町村の歴史そのものがなくなってしまい、役場職員の一人一人の努力や実績を証明する資料がなくなり、それを否定する事にもなりかねない。建物よりも保存していくためのシステムをつくり、公文書保存の流れを作ることが必要ではないでしょうか。文書館が作られて一番役に立つのは、役場の職員だと思います。行政を効率的に遂行するために、行政文書の流れを確立する機関として、文書館を位置付けることが必要です。合併協定項目に公文書保存の問題を入れてすりあわせて、市町村建設計画とか合併協定書のなかに織り込まれると、公文書保存が進むのではないのでしょうか。また、公文書が現在どれ位役場にあるのか実態調査が必要でしょう。いつの間にかなくなってしまったということがおこらないように、市町村役場文書がなぜ大切なのかということの研究して、明らかにしておくことも必要だと思います。(文責 事務局)

新しい町誌を目指す ～町誌編纂企画展に取り組んで～ 臼田町誌編纂室

「地域から掘り起こした新しい町誌を」という願いの元に、自然、民俗、歴史三分野の調査・資料収集に取りかかり5年が過ぎた。平成16年



平成15年度 豊かな自然 臼田町展

3月には、第1巻の自然編が発刊の運びとなっている。資料や情報の提供など町民の参加も積極的で、出版をこぞって楽しみにしている。

そんな中で、調査・研究途上の成果や資料収集の状況などを町民に逐次公開し、町民と執筆者がともどもに町誌を作り上げていく歩みを大切に続けてきている。毎月の町誌だより、年度ごとの報告集、臼田、切原、田口、青沼の4地区ごとの町誌講座年1回、町誌編纂企画展年1回等である。ここでは、企画展を取り出して紹介したい。

1. 臼田町の江戸時代展 平成13年度

第1テーマ 村絵図と村明細帳にみられる地域の様子

第2テーマ 江戸時代古文書に見られた食生活

テーマ1については、臼田町の安政年間作成絵図中の家並み、寺社古跡等が現在どれだけ残っているかを照合しつつ、写真と解説で展示を試みた。テーマ2については、文化9年「御止宿諸色渡方帳面」(殿様帰省時の覚書)と、里開きや婚礼の料理献立を手がかりに、当時の料理に近いものを作り展示した。一週間延長するほど盛況であった。

2. 豊かな実りを祈るモノヅクリ展 平成14年度

第1テーマ 正月迎へのつくりもの

第2テーマ 小正月前後のモノヅクリ

手作りのしめ飾り10数種はじめ、歳神棚、五穀豊

穰を祈る金・銀・俵・宝槌、粥かき棒、宝船、さらに獅子頭や舞唄、魔よけの大小の刀、わら馬、まなばし、穂垂(ほだれ)、繭玉などたくさんの展示をする。遠く群馬県や山梨県からも訪れた人もいて、好評であった。

3. 豊かな自然 臼田町展 平成15年度

自然編執筆中であったので、概況、地形と地質、土壌、陸水、天文と気象、動植物の全領域にわたって、主な写真や図表、実物等を中心に解説を加えて展示する。中学生が何日も続けて調査に訪れていた。

4. 臼田町の衣類の移り変わり展 平成16年度

現在資料を収集中

おわりに

このような企画展を通して、町誌に寄せる町民の期待、関心が高まっていくことが何よりもありがたい。また、そのままにしておいては消え去ってしまいう資料が収集・整理できる上に、写真としても残すことができ意義深い。今後は資料館にして大切に保管・活用を図っていきたい。

(臼田町誌編纂室 高柳正人)



平成13年度臼田町の江戸時代展 婚礼料理の再現

諏訪市博物館に収蔵された和本コレクション

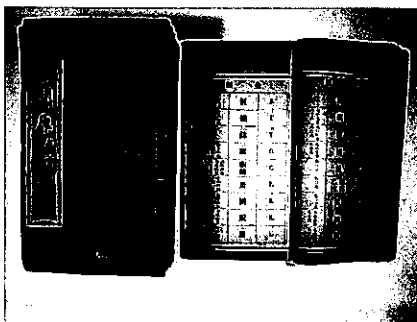
諏訪市立博物館

諏訪市博物館には、昭和62年に諏訪市教育委員会に寄託を受けた高島藩士虎口千野家資料が収蔵されています。虎口千野家は、高島藩家老千野家の分家から分かれた家で、以後藩士として御用人などを務めており、武具・什器・古文書等が、充実した内容で現在に伝わっています。また、維新後は教育者を輩出した家として、特に明治初頭の学校教育関係資料は、諏訪のみならず長野県において非常に貴重な資料であ

るとともに、遺伝学研究で全国的に名を知られた諏訪清陵高校初代校長千野光茂氏に関わる資料も含まれています。

先ごろ、光茂氏の二男光芳氏(1931～1998、元愛知学院大学教授、化学・化学史)によって収集された和本コレクションが、先祖伝来資料との一貫性を鑑みて、ご遺族により当館に寄託されました。

寄託資料の内容は、江戸時代を中心に、近代ま



での、医学・薬学・物理学・本草学・化学・天文学・和算等の自然科学系の和綴本(刊本が中心)、儒学・文学・地誌・史書等

人文科学系の和綴本などで、総点数は約2700冊にのぼります。自身が元は分析化学者であったこともあり、コレクションの重点は物理・化学系で、この分野の個人コレクションとしては、国内では類を見ない質の良さと量を誇ります。

中でも貴重な刊本は、1882年(明治15)に中国で刊行された化学書『化学闡原(かがくせんげん)』です。この刊本の全16巻揃い本は、日本では当コレクションのみ所持しており、世界中を見渡しても大英図書館でしか確認されていません。これほど残存数

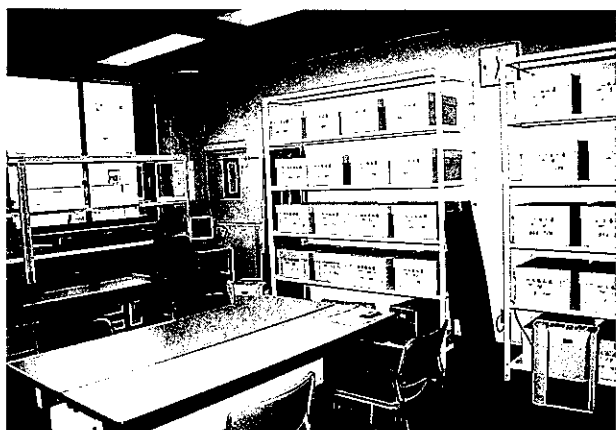
が少ないのは、使用している紙に理由があるかもしれません。この本は中国で出版されたためか、本を開くたびに、端がバラバラと壊れていくような、いわゆる酸性紙化した紙で、取扱いに慎重を要します。同時期の日本の刊本ではあまり例がなく、おそらく、酸性紙の普及が日本よりも早かったことによると思われます。日本の古文書は、中性の和紙に墨を使って書かれているため、とても保存性が高いといわれますが、中国の紙を実際に触ってみることで、改めて和紙のすばらしさを感じました。

先ごろ、仮目録作成を終了して、公開展を開催しましたが、研究者も含めさまざまな方が観覧に訪れました。科学史に関わる新発見が、この資料群の中から生まれてくるかもしれません。来年度いっぱいを目標に本目録を作り上げ、閲覧に供していきたいと思っていますが、同時に資料保存を図っていく必要を感じています。

(諏訪市博物館 学芸員 小林純子)

塩尻市古文書室での古文書の保存

塩尻市教育委員会



塩尻市古文書室のようす

塩尻市総合文化センターの1階の「まなびの広場」の一角に、古文書室があります。平成13年10月にオープンしました。教育委員会の社会教育課文化係で管理しています。岩垂俊雄氏が社会教育指導員として、この古文書室に勤務しています。

古文書室には、所蔵者別に整理して収められた中性紙の文書箱で、80余箱を保存しています。その内訳は、川上家文書(36箱)、吉田の太田家文書(18箱)、中挟の中村家文書(9箱)、平出の中野家文書(4箱)、平出の平出家文書(3箱)、その他の所有者(10箱)、などです。川上家・太田家・中村家などは、寄贈していただいた文書です。それぞれの所蔵者が、何代にもわたって保存し、今日に伝えてきた貴重な史料です。史料を保

存している古文書室のガラス窓には、紫外線カットのフィルムが貼られています。

現在は、これらの家文書の文書目録(台帳)の作成作業を精力的にすすめています。東筑摩郡・松本市・塩尻市誌編纂会が作成した古文書目録をチェックしながらの作業です。家ごとの文書目録ですが、「川上家文書目録」がすでにまとめられました。

古文書室は、松本市文書館の開館が刺激になっています。古文書の整理は、松本市文書館での方法と同じようにしています。塩尻市古文書室や松本市文書館での利用者が混乱しないよう考えていく必要があるからです。

外への文書資料調査は現在は実施していませんが、文書目録作成の目途がついたら、広報などで文書の所在調査を呼びかけ、あわせて資料保存のたいせつなことを呼びかけていきたいと考えています。塩尻市域には、近世の大庄屋文書や、明治初期の筑摩県時代の文書をたくさんのこしてある家があります。まだまだ未解明の高遠領洗馬の研究なども求められています。

古文書室がオープンして以来、古文書を持ち込んでくれる家の人もふえました。あわせて、古文書を読んでくれという依頼も多くなってきています。古文書室に来て「古文書の実物に触れたい」という人もいます。

ところで、昭和60年6月に発足した『塩尻市誌』の編纂は、「自然」・「歴史」・「近代・現代」・「民

俗・文化財・史資料等」の全4巻の刊行が平成7年2月に完了しました。その出版後に最終刊の「年表・集落の歴史・索引」が別冊として平成7年6月に刊行されました。編纂時に収集、整理された旧役場の行政文書は、市役所の地下倉庫に保存されています。市誌編纂のときに目録が作製されています。塩尻市誌編纂当時の書籍は、一部が市の図書館

の収蔵庫に保存されています。

今後の方向として、将来的に古文書室の収蔵スペースをふやし、研究室も設けたいと、社会教育課では考えています。

古文書室は水・木・金曜日の午前9時から午後4時まで開館。文書の閲覧ができます。

電話0263-52-0280 内線3418

中野市における史料保存の現状と課題

中野市歴史民俗資料館では、市民から古文書の解説依頼をされることがある。そこで、講師を地元の研究者に依頼して「古文書解説団」と命名し、平成13年度冬季企画展「古文書でみる江戸時代の中野」の開催にあわせて市民が持ち寄る古文書の解説を行った。平成13年度3回・同14年度3回の計6回実施したが、依頼者の半数は中野市在住者で、近隣の長野市・山ノ内町・小布施町、遠方では更埴市(現千曲市)・中条村などから、計28名のご参加をいただいた。実際に開催してみると地域の歴史が記された古文書よりも、書画・墨跡の文字を読んでほしいというものが多く、地域に眠っている古文書の掘り起こし、所蔵者の史料保存意識の高揚を目的とした本来の趣旨とは若干相違している感はあるものの、これまで未確認であった史料群の所在情報を得ることができるなどの成果もあった。また、平成14年度には「古文書の取り扱いについて」という資料(A4判)を所蔵者に配布して史料保存の啓発も試みた。しかし、市民が古文書に親しみ、さらに自分で読む楽しさを味わっていただくためには、こちらから一方的に解説を加えるだけではなく、市民が古文書に親しむことができる場(古文書講座など)をできるだけ提供し、市民の古文書読解力を養成していくという地道な努力も重要な課題であろう。

つぎに、中野市における史料保存の現状と課題についてふれておきたい。中野市では、昭和56年に『中野市誌』歴史編前編・同後編・自然編の3冊(以下『市誌』と省略)を刊行したが、『市誌』編さんの準備として昭和40年代を中心に市域の史料所在調査・目録作成(対象は約80件)を実施した。所在調査の範囲は市域全体に及び、区有文書を中心に約2万点の所在が確認されている。しかし、作成された目録はそれぞれに精粗があり、すべての史料が目録化されているわけではないこと、個人所蔵文書の所在については約30件の確認にとどまり、地域的にも偏りがみられるという欠点がある。また、史料保存の面からみても、史料所蔵者に対して積極的に助言を行ってきたわけではなく、『市誌』刊行以後の保存状況の確認も

中野市教育委員会

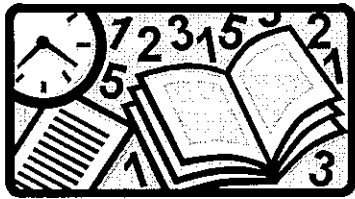


古文書解説団の活動のようす

まだ行ってはいないため、目録作成以降約30年以上も放置しているという状態にある。せっかく目録を作成していながら有効に活用できていない点は真摯に反省しなければならない。

従来の自治体史編さんは、年限内での刊行に力点を置くことが多いため、刊行後の史料保存・活用という点は等閑視される傾向が強かったといわれる。しかし、『松本市史』刊行後の古文書・行政文書の保存・活用を目的とする松本市文書館の設立や、飯田市の地域史研究事業構想のように、県内における自治体史編さんのあり方、史料の保存・活用に対する認識は変わりつつあるように思われる。中野市教育委員会では、平成10年度より山田庄左衛門家文書(中野市江部)の調査を国文学研究資料館史料館と共同で行っており、1万点余に及ぶ史料群の目録作成を継続中で、その成果の一部は「地域史講演会」というかたちで不定期ではあるが市民に公開をしている。将来的には、山田庄左衛門家文書をはじめとする市内に残されている史料の保存・活用をどのように進めていくのかという課題があるため、これまでの反省や他の自治体の事例などをふまえて、今後の活用・公開も含めた中野市における史料保存体制の確立が急務であるといえよう。

(中野市教育委員会事務局生涯学習課文化財係
嘱託指導主事 大滝敦士)



届けよう 史料を未来へ！ 広げよう 史料保存の輪！

事務局 長野県立歴史館 文献史料課
長野県千曲市屋代清水260-6
電話 026-274-3993
Fax 026-274-3996

<第4号の内容>

- ・講演録 市町村合併と公文書保存
- ・史料保存活用の動向 県内4地区から
- ・史料保存のコツ 県史料協の要望書

お知らせ

平成16年度の事業計画については5月の総会でお知らせしますが、今から予定しておいてぜひご参加ください。

◇平成16年度長野県史料協総会

5月13日(木) 長野市立松代町公民館

講演会 上越市史編さん室 山本幸俊氏

演題 「市町村合併と地域史料の保存(仮)」

◇平成16年度長野県立歴史館文献史料保存活用講習会

10月21日(木) 長野県立歴史館

市町村合併に伴う公文書等の保存を求める要望書

平成十二年十二月一日、全国約三三〇〇市町村を一〇〇〇程度に合併する方針を示した「行政改革大綱」が閣議決定されました。「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和四十年法律第六号)が平成十七年三月に期限をむかえることとあいまって、各地で「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併が急激に進められています。

大切な歴史の証言者である、公文書等の保存や活用の推進を目的とした機関等で組織される長野県史料保存活用連絡協議会は、貴重な歴史資料である公文書等が、市町村合併による組織の改編や庁舎の移転・改築などに際して消失してしまうことを危惧しています。過去、市町村の大合併は明治二十二年頃と昭和二十九年頃に行われました。これらの市町村合併の際に、多くの市町村で多量の公文書等が廃棄された結果、明治以来の市町村の歩みや人々の生活、地域の将来を見据えるための大切な史料であるばかりでなく、行政運営上の貴重な記録でもあります。これらが散逸してしまうことは、地域にとつて大変不幸なことです。

昭和六十二年に制定された公文書館法(法律第一一五号)の第三条は「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」と述べています。残念ながら長野県内の実情では、この法律にもとづく施設や規程等をもっていない市町村はほんのわずかです。

今回の「平成の大合併」に際しては、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が平成十三年十一月二十八日に総務大臣に宛てて、公文書保存の要請を行っています。これを受け、総務省自治行政局市町村課長から平成十四年二月二十八日に都道府県市町村合併担当部長宛て、市町村への周知及び適正な助言を行う旨の要請がされました。長野県においては、総務省通達の趣旨にもとづき、総務部市町村課長から地方事務所総務課長及び市町村合併担当課長宛て通知が同年二月二十六日にされています。また、平成十五年四月十六日には長野県教育委員会と教育長から市町村教育委員会教育長宛てに、市町村合併時における公文書等の円滑な引継と保存についての通知がなされています。

私も長野県史料保存活用連絡協議会は、公文書等が地域行政の歩みや地域の人々の生活を明らかにする史料として、後世に引き継がれ、地域の未来のあるべき姿の指針として、また人々の生きた証として有効に活用されていくことを切に望んでいます。

そのための具体策として次のとおり要望します。

(一) 合併を理由とする公文書等の廃棄がおこなわれないように、市町村合併協議会等の合併担当組織の中に、公文書等の引き継ぎを監督・指導する体制をつくり、そこに専門的知識を有する職員を配置する。

(二) 合併後もその体制および専門職員を存続させ、公文書館法の趣旨にもとづく公文書等の整理・保存・活用を図るための施設の設置に努める。

(三) 地方自治体をめぐる様々な社会状況の変化に対応して、歴史資料として価値を有する公文書等を移管・保存して活用できるようなシステムをつくる条項を、市町村の文書規程中に盛り込む。

市町村合併にあたり、長野県史料保存活用連絡協議会は住民の共有財産である公文書等が、関係機関の努力により適切に引き継がれた上、保存・活用されることを願い、ここに要望書をお送りいたします。

平成十五年五月九日
長野県史料保存活用連絡協議会

副会長 理事 理事 理事 理事
長 長 長 長 長

小川 松川 南 宮下 遠山 桑原 寺島
健 芳 義 明 高 正 友
郎 久 彦 志 明 友

平成一五年度長野県史料保存活用連絡協議会総会において「市町村合併に伴う公文書等の保存を求める要望書」が討議・承認され、長野県下市町村長(文書担当)、市町村教育委員会教育長(文化財担当)、市町村合併担当課、決定・任意合併協議会、県市町村会長へ要望書を五月九日付で送付しました。

市町村合併のようすは、合併協からの離脱、再結成、または自立宣言等あり、まだまだ流動的です。しかし、昨年九月一日更埴市・戸倉町・上山田町が合併して千曲市となり、現在県下では二二協議会、六七市町村が参加となっています。

確実に合併の波はやってきています。合併をきっかけに、公文書等が廃棄されないためにも、県教育長の通知文や県史料協の要望書を担当者にとどけ、保存の意識を高めていきたいものです。各地の実情の声を事務局へお届けください。

(事務局)